

令和 8 年 第 4 回

高 松 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 8 年 6 月 1 2 日 提 出

目 次

議案第 60 号	令和 8 年度高松市一般会計補正予算（第 1 号）	1
議案第 61 号	令和 8 年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	29
議案第 62 号	令和 8 年度高松市食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）	43
議案第 63 号	令和 8 年度高松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	57
議案第 64 号	高松市市税条例の一部改正について	65
議案第 65 号	高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正について	93
議案第 66 号	高松市介護保険条例の一部改正について	97
議案第 67 号	高松市健やか子ども基金条例の廃止について	101
議案第 68 号	高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正について	103
議案第 69 号	高松市食品衛生法施行条例の一部改正について	109
議案第 70 号	高松市屋島山上観光駐車場条例の一部改正について	111
議案第 71 号	高松市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	113
議案第 72 号	財産の取得について	117
議案第 73 号	財産の取得について	119
議案第 74 号	財産の取得について	121
議案第 75 号	財産の取得について	123
議案第 76 号	工事請負変更契約の締結について	125
議案第 77 号	訴えの提起について	127
議案第 78 号	事業契約の締結について	129
議案第 79 号	議決の変更について	131

議案第 60 号

令和 8 年度高松市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度高松市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 598,381 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193,398,381 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 12 日提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	38,429,505	405,144	38,834,649
	2 国庫補助金	7,582,219	405,144	7,987,363
17	県支出金	16,014,825	1,663	16,016,488
	2 県補助金	4,839,811	1,663	4,841,474
21	繰越金	22,240	36,174	58,414
	1 繰越金	22,240	36,174	58,414
22	諸収入	4,578,021	6,800	4,584,821
	6 雑入	2,465,528	6,800	2,472,328
23	市債	10,781,200	148,600	10,929,800
	1 市債	10,781,200	148,600	10,929,800
	歳 入 合 計	192,800,000	598,381	193,398,381

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	20,099,647	8,120	20,107,767
	1 総務管理費	16,724,522	8,120	16,732,642
3	民生費	88,244,496	27,230	88,271,726
	1 社会福祉費	36,688,760	2,435	36,691,195
	2 児童福祉費	39,273,779	24,795	39,298,574
4	衛生費	16,781,750	299,528	17,081,278
	1 保健衛生費	3,322,090	297,750	3,619,840
	3 清掃費	8,137,118	1,778	8,138,896
7	商工費	3,476,697	39,908	3,516,605
	1 商工費	3,476,697	39,908	3,516,605
8	土木費	15,552,118	223,595	15,775,713
	2 道路橋りょう費	3,112,592	120,395	3,232,987
	5 都市計画費	9,017,481	103,200	9,120,681
	歳 出 合 計	192,800,000	598,381	193,398,381

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
放課後児童クラブ管理運営費	令和9年度から 令和10年度まで	千円 13,314
衛生センター管理費	令和9年度から 令和10年度まで	3,556

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正		
	限度額	起債の方法	利率
児童福祉事業	千円 249,900	普通貸借 又 証券発行	% 5.0 以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金で、利率見 直しを行った 場合は、当該 利率
観光事業	512,900	同上	同上
道路橋りょう事業	969,500	同上	同上
都市計画事業	971,300	同上	同上
計	10,781,200		

前	補 正			後
償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>1 元金は、据置期間を含め30年以内において償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。</p> <p>2 元金及び利子の支払時期並びに支払方法は、借入先の融資条件による。</p>	千円 267,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	<p>1 元金は、据置期間を含め30年以内において償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。</p> <p>2 元金及び利子の支払時期並びに支払方法は、借入先の融資条件による。</p>
同 上	548,700	同 上	同 上	同 上
同 上	1,020,000	同 上	同 上	同 上
同 上	1,015,800	同 上	同 上	同 上
	10,929,800			

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

405,144千円

2 項 国庫補助金

405,144千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1,384,948	千円 1,663	千円 1,386,611
3 衛生費国庫補助金	595,630	288,875	884,505
6 土木費国庫補助金	1,760,695	114,606	1,875,301
計	7,582,219	405,144	7,987,363

1 7 款 県支出金

1,663千円

2 項 県補助金

1,663千円

2 民生費県補助金	2,546,582	1,663	2,548,245
計	4,839,811	1,663	4,841,474

2 1 款 繰越金

36,174千円

1 項 繰越金

36,174千円

1 繰越金	22,240	36,174	58,414
計	22,240	36,174	58,414

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	千円 1,663	放課後児童クラブ管理運営費補助金	千円 1,663
		放課後児童クラブ管理運営費補助金	1,663
1 保健衛生費補助金	288,875	環境保全費補助金	288,875
		脱炭素先行地域づくり事業費補助金	288,875
2 道路橋りょう費補助金	64,156	道路新設改良事業費補助金	3,534
		道路新設改良事業費補助金	3,534
		橋りょう長寿命化事業費補助金	60,622
		橋りょう長寿命化事業費補助金	60,622
4 都市計画費補助金	50,450	街路事業費補助金	50,450
		街路事業費補助金	50,450

2 児童福祉費補助金	1,663	放課後児童クラブ管理運営費補助金	1,663
		放課後児童クラブ管理運営費補助金	1,663

1 繰越金	36,174	前年度繰越金	36,174
		前年度繰越金	36,174

1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金 2 1 款 繰越金

2 2 款 諸収入
6 項 雑入

6,800千円
6,800千円

目	補正前の額	補正額	計
4 雑入	千円 2,462,444	千円 6,800	千円 2,469,244
計	2,465,528	6,800	2,472,328

2 3 款 市債
1 項 市債

148,600千円
148,600千円

2 民生債	564,900	17,800	582,700
5 商工債	512,900	35,800	548,700
6 土木債	3,000,000	95,000	3,095,000
計	10,781,200	148,600	10,929,800

節		説	明
区 分	金 額		
2 雑入	千円 6,800	総務管理費収入	千円 6,800
		自治総合センターコミュニティ助成金	1,800
		コミュニティ活動等助成金	5,000

2 児童福祉債	17,800	放課後児童クラブ施設整備事業債	17,800
		放課後児童クラブ施設整備事業債	17,800
1 商工債	35,800	玉藻公園債	35,800
		高松城跡整備事業債	35,800
2 道路橋りょう債	50,500	道路新設改良事業債	5,900
		道路新設改良事業債	5,900
		橋りょう長寿命化事業債	44,600
		橋りょう長寿命化事業債	44,600
5 都市計画債	44,500	街路事業債	44,500
		街路事業債	44,500

22款 諸収入 23款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

8,120千円

1 項 総務管理費

8,120千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 6,161,049	千円 3,120	千円 6,164,169	千円	千円	千円 1,800 諸収入 1,800	千円 1,320
11 地方振興費	2,812,387	5,000	2,817,387			5,000 諸収入 5,000	
計	16,724,522	8,120	16,732,642	0	0	6,800	1,320

3 款 民生費

27,230千円

1 項 社会福祉費

2,435千円

4 後期高齢者 医療費	7,579,677	2,435	7,582,112				2,435
計	36,688,760	2,435	36,691,195	0	0	0	2,435

3 款 民生費

27,230千円

2 項 児童福祉費

24,795千円

1 児童福祉総 務費	18,788,539	24,795	18,813,334	3,326 国庫支出金 1,663 県支出金 1,663	17,800 市債 17,800		3,669
計	39,273,779	24,795	39,298,574	3,326	17,800	0	3,669

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 1,320	防災諸費	千円 3,120
18 負担金、補助 及び交付金	1,800	南海トラフ地震等総合対策事業費	3,120
18 負担金、補助 及び交付金	5,000	住民組織活動推進費	5,000
		コミュニティ推進費	5,000

27 繰出金	2,435	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	2,435
		事務費繰出金	2,435

12 委託料	4,992	放課後児童クラブ施設整備事業費	19,803
14 工事請負費	18,227	放課後児童クラブ施設整備事業費	19,803
21 補償、補填及 び賠償金	1,576	放課後児童クラブ管理運営費	4,992
		放課後児童クラブ管理運営費	4,992

2 款 総務費 3 款 民生費

4款 衛生費

299,528千円

1項 保健衛生費

297,750千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 環境衛生費	千円 571,889	千円 297,750	千円 869,639	千円 288,875 国庫支出金 288,875	千円	千円	千円 8,875
計	3,322,090	297,750	3,619,840	288,875	0	0	8,875

4款 衛生費

299,528千円

3項 清掃費

1,778千円

3 し尿処理費	478,084	1,778	479,862				1,778
計	8,137,118	1,778	8,138,896	0	0	0	1,778

7款 商工費

39,908千円

1項 商工費

39,908千円

5 観光費	1,690,397	39,908	1,730,305		35,800 市債 35,800		4,108
計	3,476,697	39,908	3,516,605	0	35,800	0	4,108

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 14	環境保全費	千円 288,875
10 需用費	140	脱炭素先行地域づくり事業費	288,875
12 委託料	8,122	食肉センター事業特別会計繰出金	8,875
18 負担金、補助 及び交付金	280,599	食肉センター事業特別会計繰出金	8,875
27 繰出金	8,875		

12 委託料	1,778	し尿処理費	1,778
		衛生センター管理費	1,778

10 需用費	50	玉藻公園費	39,908
12 委託料	10,004	高松城跡整備事業費	39,908
14 工事請負費	29,854		

4 款 衛生費 7 款 商工費

8款 土木費

223,595千円

2項 道路橋りょう費

120,395千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 道路新設改良費	千円 717,247	千円 10,172	千円 727,419	千円 3,534 国庫支出金 3,534	千円 5,900 市債 5,900	千円	千円 738
5 橋りょう新設改良費	345,678	110,223	455,901	60,622 国庫支出金 60,622	44,600 市債 44,600		5,001
計	3,112,592	120,395	3,232,987	64,156	50,500	0	5,739

8款 土木費

223,595千円

5項 都市計画費

103,200千円

1 都市計画総務費	2,090,874	3,300	2,094,174				3,300
2 街路事業費	450,387	99,900	550,287	50,450 国庫支出金 50,450	44,500 市債 44,500		4,950
計	9,017,481	103,200	9,120,681	50,450	44,500	0	8,250

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 10,172	自転車利用環境総合整備事業費	千円 10,172
		自転車利用環境総合整備事業費	10,172
14 工事請負費	110,223	橋りょう長寿命化事業費	110,223
		橋りょう長寿命化事業費	110,223

12 委託料	3,300	デジタル社会基盤整備事業費	3,300
		デジタル社会基盤整備事業費	3,300
14 工事請負費	93,900	街路事業費	99,900
16 公有財産購入 費	6,000	街路事業費	99,900

8款 土木費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当・ 年間支給率 (月分)
補 正 後	長 等	人 3	千円	千円 35,232	千円 12,332 (3.5)
	議 員	39	282,348		105,410 (3.5)
	その他の特別職	4,351	358,444	13,884	4,860 (3.5)
	計	4,393	640,792	49,116	122,602
補 正 前	長 等	3		35,232	12,332 (3.5)
	議 員	39	282,348		105,410 (3.5)
	その他の特別職	4,350	358,430	13,884	4,860 (3.5)
	計	4,392	640,778	49,116	122,602
比 較	長 等	0		0	0
	議 員	0	0		0
	その他の特別職	1	14	0	0
	計	1	14	0	0

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
退 職 手 当	その他の手当	計			
千円	千円	千円	千円	千円	千円
		47,564	6,015	53,579	
		387,758	70,635	458,393	
	66	377,254	2,396	379,650	その他の手当のうち 通勤手当計上額66
	66	812,576	79,046	891,622	
		47,564	6,015	53,579	
		387,758	70,635	458,393	
	66	377,240	2,396	379,636	その他の手当のうち 通勤手当計上額66
	66	812,562	79,046	891,608	
		0	0	0	
		0	0	0	
	0	14	0	14	
	0	14	0	14	

債務負担行為で令和9年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和

追 加

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
放課後児童クラブ管理運営費	千円 13,314		千円
衛生センター管理費	3,556		

るものについての令和7年度末までの
8年度以降の支出予定額等の補正に関する調書

令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和9年度から 令和10年度まで	千円 13,314	千円 8,872	千円	千円	千円 4,442
令和9年度から 令和10年度まで	3,556			940	2,616

市債の令和6年度末における
及び令和8年度末における

区	分	令和6年度末 現在高
1 普通債	補正前の額	千円 101,173,452
	補正額	
	計	101,173,452
(1) 土	補正前の額	19,806,990
	補正額	
	計	19,806,990
(6) 民	補正前の額	5,654,499
	補正額	
	計	5,654,499
(9) 商	補正前の額	1,841,171
	補正額	
	計	1,841,171
合 計	補正前の額	169,446,681
	補正額	
	計	169,446,681

現在高並びに令和7年度末
現在高の見込みの補正に関する調書

令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込み		令和8年度末 現在高見込額
	令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
千円 107,369,095	千円 10,781,200	千円 9,667,512	千円 108,482,783
	148,600		148,600
107,369,095	10,929,800	9,667,512	108,631,383
22,498,773	2,506,600	1,860,989	23,144,384
	95,000		95,000
22,498,773	2,601,600	1,860,989	23,239,384
5,816,582	564,900	636,215	5,745,267
	17,800		17,800
5,816,582	582,700	636,215	5,763,067
3,490,964	512,900	112,824	3,891,040
	35,800		35,800
3,490,964	548,700	112,824	3,926,840
169,324,164	10,781,200	15,912,714	164,192,650
	148,600		148,600
169,324,164	10,929,800	15,912,714	164,341,250

議案第 6 1 号

令和 8 年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度高松市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 1 7 5, 2 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	2,067,032	2,435	2,069,467
	1 一般会計繰入金	2,067,032	2,435	2,069,467
	歳 入 合 計	9,172,779	2,435	9,175,214

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	451,548	2,435	453,983
	2 徴収費	160,308	2,435	162,743
	歳 出 合 計	9,172,779	2,435	9,175,214

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 賦 課 徴 収 事 務 費	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	千 円 9,642

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 451,548	千円 2,435	千円 453,983
歳 出 合 計	9,172,779	2,435	9,175,214

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		2,435	0
0	0	2,435	0

2 歳 入

4 款 繰入金

2,435千円

1 項 一般会計繰入金

2,435千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 2,067,032	千円 2,435	千円 2,069,467
計	2,067,032	2,435	2,069,467

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	千円 2,435	事務費繰入金	千円 2,435
		事務費繰入金	2,435

3 歳 出

1 款 総務費

2,435千円

2 項 徴収費

2,435千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 賦課徴収費	千円 160,308	千円 2,435	千円 162,743	千円	千円	千円 2,435	千円
						繰入金 2,435	
計	160,308	2,435	162,743	0	0	2,435	0

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円		千円
	2,435	保険料賦課徴収事務費	2,435
		保険料賦課徴収事務費	2,435

債務負担行為で令和9年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和

追 加

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
保 険 料 賦 課 徴 収 事 務 費	千円 9,642		千円

るものについての令和7年度末までの
8年度以降の支出予定額等の補正に関する調書

令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和9年度から 令和12年度まで	千円 9,642	千円	千円	千円 9,642	千円 0

議案第 6 2 号

令和 8 年度高松市食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度高松市の食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 8 7 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 0, 3 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	317,702	8,875	326,577
	1 一般会計繰入金	317,702	8,875	326,577
	歳 入 合 計	411,497	8,875	420,372

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	業務費	380,426	8,875	389,301
	1 業務費	380,426	8,875	389,301
	歳 出 合 計	411,497	8,875	420,372

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
施 設 管 理 費	令 和 9 年 度	千円 20,710

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 業務費	千円 380,426	千円 8,875	千円 389,301
歳 出 合 計	411,497	8,875	420,372

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			8,875
0	0	0	8,875

2 歳 入

2款 繰入金

8,875千円

1項 一般会計繰入金

8,875千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 317,702	千円 8,875	千円 326,577
計	317,702	8,875	326,577

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 8,875	一般会計繰入金	千円 8,875
		一般会計繰入金	8,875

3 歳 出

1 款 業務費

8,875千円

1 項 業務費

8,875千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 業務費	千円 380,426	千円 8,875	千円 389,301	千円	千円	千円	千円 8,875
計	380,426	8,875	389,301	0	0	0	8,875

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 8,875	施設管理費	千円 8,875
		施設管理費	8,875

債務負担行為で令和9年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び令和

追 加

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
施 設 管 理 費	千円 20,710		千円

るものについての令和7年度末までの
8年度以降の支出予定額等の補正に関する調書

令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和9年度	千円 20,710	千円	千円	千円	千円 20,710

議案第63号

令和8年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度高松市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度高松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 下水道事業費	11,583,789千円	16,353千円	11,600,142千円
第1項 営業費用	10,561,273千円	16,353千円	10,577,626千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
東部下水处理場等 運転維持管理業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	20,342千円
香東川浄化センター等 運転維持管理業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	12,364千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
百石ポンプ場電気事 設備改築工事	令和9年度	280,770千円	令和9年度	315,070千円

令和 8 年 6 月 1 2 日 提出

香川県高松市長 大 西 秀 人

令和8年度高松市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 下水道事業費	千円 11,583,789	千円 16,353	千円 11,600,142	
1 営業費用	10,561,273	16,353	10,577,626	
1 管きよ費	517,500	524	518,024	管きよに係る委託料の増
2 ポンプ場費	426,701	1,836	428,537	ポンプ場に係る委託料の増
3 処理場費	2,272,742	13,993	2,286,735	処理場に係る委託料の増

令和8年度高松市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位：円）

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益（△は当年度純損失）		746,460,636
減価償却費		6,480,672,000
資産減耗費		177,793,000
貸倒引当金の増減額（△は減少）		△ 5,275,319
賞与等引当金の増減額（△は減少）		850,000
長期前受金戻入額		△ 3,007,184,785
支払利息		950,616,000
未収金の増減額（△は増加）		△ 3,120,309
未払金の増減額（△は減少）		183,326,937
	小 計	<u>5,524,138,160</u>
利息の支払額		△ 950,616,000
業務活動によるキャッシュ・フロー ①		<u>4,573,522,160</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△ 5,965,283,000
国庫補助金による収入		2,135,931,809
県補助金による収入		48,228,237
分担金及び負担金による収入		27,018,722
長期貸付けによる支出		△ 4,800,000
長期貸付金の返済による収入		1,920,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②		<u>△ 3,756,984,232</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		3,613,900,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出		△ 4,085,322,939
その他の企業債による収入		969,000,000
その他の企業債の償還による支出		△ 1,870,136,880
他会計からの出資による収入		1,126,816,000
他会計からの借入金の償還による支出		△ 300,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー ③		<u>△ 545,743,819</u>
資金増減額	④=①+②+③	270,794,109
資金期首残高	⑤	1,259,672,970
資金期末残高	⑥=④+⑤	<u>1,530,467,079</u>

債務負担行為に関する調書

追加

事 項	限度額		前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳					
			期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出	県 金	企 業 債	自 財 己 源		
東部下水処理場等 運転維持管理業務委託	千円	20,342		千円		千円	20,342	千円			千円	20,342
香東川浄化センター等 運転維持管理業務委託		12,364					12,364					12,364

変更

事 項	限度額		前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出	県 金	企 業 債	自 財 己 源	
百石ポンプ場電気 設備改築工事	補正前	280,770			令和9年度	280,770	140,385		140,300		85
	補正後	315,070			令和9年度	315,070	157,535		157,400		135

令和8年度高松市下水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		21,041,185,236	
イ 建 物	9,477,155,173		
減価償却累計額	<u>4,958,423,766</u>	4,518,731,407	
ウ 構 築 物	202,193,994,782		
減価償却累計額	<u>74,481,600,756</u>	127,712,394,026	
エ 機 械 及 び 装 置	30,513,760,025		
減価償却累計額	<u>19,199,912,674</u>	11,313,847,351	
オ 車 両 運 搬 具	13,996,938		
減価償却累計額	<u>12,410,550</u>	1,586,388	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	33,751,198		
減価償却累計額	<u>30,141,129</u>	3,610,069	
キ 建 設 仮 勘 定		<u>13,941,231,619</u>	
有形固定資産合計			178,532,586,096

(2) 投資その他の資産

ア 出 資 金		10,000,000	
イ 長 期 貸 付 金		<u>5,760,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>15,760,000</u>

固定資産合計

178,548,346,096

2 流 動 資 産

(1) 現金・預金

1,530,467,079

(2) 未 収 金

1,013,770,811

貸倒引当金

△ 8,836,000 1,004,934,811

(3) 貯 蔵 品

27,139,900

流動資産合計

2,562,541,790

資 産 合 計

181,110,887,886

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

ア	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	46,024,947,043	
イ	その他の企業債	<u>19,686,393,669</u>	
	企業債合計		65,711,340,712

(2) 他 会 計 借 入 金

ア	その他の長期借入金	<u>0</u>	
	他会計借入金合計		0

(3) 引 当 金

ア	修繕引当金	<u>17,255,440</u>	
	引当金合計		<u>17,255,440</u>
	固定負債合計		65,728,596,152

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

ア	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	3,337,931,029	
イ	その他の企業債	<u>2,091,947,111</u>	
	企業債合計		5,429,878,140

(2) 他 会 計 借 入 金

ア	その他の長期借入金	<u>400,000,000</u>	
	他会計借入金合計		400,000,000

(3) 未 払 金

1,323,056,956

(4) 引 当 金

ア	賞与引当金	41,984,000	
イ	法定福利費引当金	<u>8,485,000</u>	
	引当金合計		50,469,000

(5) 預 り 金

73,366,524

流動負債合計 7,276,770,620

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

ア	国庫補助金	87,151,920,821			
	収益化累計額	<u>34,572,911,004</u>	52,579,009,817		
イ	県補助金	1,842,942,146			
	収益化累計額	<u>556,931,774</u>	1,286,010,372		
ウ	分担金及び負担金	3,996,670,137			
	収益化累計額	<u>1,431,799,092</u>	2,564,871,045		
エ	他会計負担金	1,308,395,655			
	収益化累計額	<u>669,413,274</u>	638,982,381		
オ	受贈財産評価額	26,209,865,614			
	収益化累計額	<u>10,212,561,025</u>	15,997,304,589		
	長期前受金合計			<u>73,066,178,204</u>	
	繰延収益合計				<u>73,066,178,204</u>
	負債合計				<u>146,071,544,976</u>

資 本 の 部

6	資 本 金		
	(1) 資 本 金		
	資 本 金 合 計		24,857,279,231
7	剰 余 金		
	(1) 資 本 剰 余 金		
	ア 国 庫 補 助 金	7,610,986,335	
	イ 分 担 金 及 び 負 担 金	215,439,659	
	ウ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,612,539,861</u>	
	資 本 剰 余 金 合 計		9,438,965,855
	(2) 利 益 剰 余 金		
	ア 減 債 積 立 金	793	
	イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>743,097,031</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>743,097,824</u>
	剰 余 金 合 計		<u>10,182,063,679</u>
	資 本 合 計		<u>35,039,342,910</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>181,110,887,886</u></u>

議案第64号

高松市市税条例の一部改正について

高松市市税条例（昭和35年高松市条例第3号）の一部を次のように改正します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

高松市市税条例の一部を改正する条例

高松市市税条例（昭和35年高松市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（個人に対して課する所得割の課税標準）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第22条の2において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>（個人に対して課する所得割の課税標準）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第22条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>

4～6 略

(寄附金税額控除)

第21条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第24条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しない

4～6 略

(寄附金税額控除)

第21条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第24条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しない

ものに係るものを除く。) 、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額 (同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の3の2第1項第3号並びに第24条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) に係るものを除く。) の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第21条の7の規定により控除すべき金額 (第4項において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第12条第2項に規定する者 (施行規則第2条の2第1項の表の上欄の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の3の2 略

ものに係るものを除く。) 、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額 (同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の3の2第1項第3号及び第24条の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) に係るものを除く。) の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第21条の7の規定により控除すべき金額 (第4項において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第12条第2項に規定する者 (施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に

提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地にお

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）

（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の

6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者という。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 36 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前

いて同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 36 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者）に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2. 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3. 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定によ

[新設]

2. 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条

る申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第46条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合には、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第46条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合には、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の2の規定については、その者の選択により、同条中「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

[削る]

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第3条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第21条の3及び第21条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条及び第22条の2第1項の規定の適用については、第22条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初

日の属する年の3月15日までに、施行規則の定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場
合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

〔個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除〕

第3条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条の3及び第21条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条及び第22条の2第1項の規定の適用については、第22条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3第1項」と、第22条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3第1項」とする。

〔新設〕

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条の3及び第21条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条及び第22条の2第1項の規定の適用については、第22条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第22条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第24条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第20条から第21条の3まで、第21条の6から第22条まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第24条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第20条から第21条の3まで、第21条の6から第22条まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定

による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第21条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

- 第6条の2 略
- 2 略
- 3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。
- 9 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に

による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第21条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

- 第6条の2 略
- 2 略
- 3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
- 9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に

規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

[削る]

[削る]

[削る]

12 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15・16 略

17 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18・19 略

[新設]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

8 略

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

第6条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第

32項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第

32項に規定する補助金等

(6) 略

12・13 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第

10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第11項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第

31項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部
分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防
止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載
した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付
して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第

31項に規定する補助金等

(6) 略

12・13 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)～(6) 略

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)～(6) 略

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公

法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び額は、第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第12条の3第1項前段、第22条、第22条の2第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

<p>第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項に規定する市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p>
--	---

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条の2第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条の2第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲

譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをして、たときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

[新設]

（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条 略

2～4 略

5 略

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条の2第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 略

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2 略

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項、附則

第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第23条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 略

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第23条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とある

第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第23条の2第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第23条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とある

のは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人) 特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人) 特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用について</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人) 特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人) 特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条の6から第22条まで、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用について</p>

<p>は、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第21条の7第1項前段、第22条の2第1項並びに附則第3条第3第1項<u>及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>	<p>の規定の適用については、第21条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第21条の7第1項前段、第22条、第22条の2第1項並びに附則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条の2第1項ただし書、第24条の3の2及び第24条の3の3の改正規定並びに附則第2条の改正規定及び附則第3条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
 - (2) 第46条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
 - (3) 第21条の7第2項の改正規定並びに附則第5条の2の改正規定及び附則第13条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日
- （市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の高松市市税条例（以下「新条例」という。）第24条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日

- 前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の高松市市税条例第24条3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の高松市市税条例附則第3条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第13条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の規定の施行の日以後に行う新条例附則第13条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第46条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税については、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定

定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、令和9年度分以降の固定資産税を課さないこととする課税標準となるべき額の上限を、家屋及び償却資産についてそれぞれ引き上げる等のため、関係条文を整備するものです。

議案第65号

高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正について

高松市固定資産税不均一課税条例（昭和27年高松市条例第24号）の一部を次のように改正します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

高松市固定資産税不均一課税条例の一部を改正する条例

高松市固定資産税不均一課税条例（昭和27年高松市条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（地域再生法に係る特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率の特例）</p> <p>第2条 地域再生法（平成17年法律第24号。以下この項において「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内において、同条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定地域再生計画</p>	<p>（地域再生法に係る特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率の特例）</p> <p>第2条 地域再生法（平成17年法律第24号。以下この項において「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内において、同条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定地域再生計画</p>

(法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下この項において「公示日」という。)から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地

(法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下この項において「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地

とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下この項において「特別償却設備等」という。)に
 対して課する固定資産税の税率は、市税条例第45条の規定にかか
 わらず、当該特別償却設備等に対して最初に固定資産税が課される
 こととなった年度(以下この条において「初年度」という。)から
 3年度分の固定資産税に限り、市税条例第45条に規定する税率
 に、次の表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分に応じ、同表の中
 欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た
 率とする。

略

2～6 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和8年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の税率の特例を受けようとする場合に必要となる地方活
 力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を2年延長する等のため、関係条文を整備するものです。

とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下この項において「特別償却設備等」という。)に
 対して課する固定資産税の税率は、市税条例第45条の規定にかか
 わらず、当該特別償却設備等に対して最初に固定資産税が課される
 こととなった年度(以下この条において「初年度」という。)から
 3年度分の固定資産税に限り、市税条例第45条に規定する税率
 に、次の表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分に応じ、同表の中
 欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た
 率とする。

略

2～6 略

議案第66号

高松市介護保険条例の一部改正について

高松市介護保険条例（平成12年高松市条例第10号）の一部を次のように改正します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

高松市介護保険条例の一部を改正する条例

高松市介護保険条例（平成12年高松市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の特例減免)</u></p> <p><u>第14条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規</u></p>	<p>附 則</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p>[新設]</p>

定による市町村民税が課されていない者で政令附則第2.5条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下この項において「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第2.5条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第2.5条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2. 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、政令附則第2.5条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3. 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第1.4条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(提案理由)

令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の見直しの影響を鑑み、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の特例減免について定めるため、関係条文を整備するものです。

議案第 67 号

高松市健やか子ども基金条例の廃止について

高松市健やか子ども基金条例（平成 26 年高松市条例第 62 号）を次のように廃止します。

令和 8 年 6 月 12 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市健やか子ども基金条例を廃止する条例

高松市健やか子ども基金条例（平成 26 年高松市条例第 62 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

その財源としていた第 3 期かがわ健やか子ども基金事業の期間が令和 7 年度末をもって終了したことを受け、高松市健やか子ども基金を廃止することに伴い、廃止するものです。

議案第68号

高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正について

高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年高松市条例第25号）等の一部を次のように改正します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

（高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第1条 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年高松市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の配置） 第4条 略 2 教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度認定こども園を利用する満3歳以上の子どもをいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度認定こども園を利</p>	<p>（職員の配置） 第4条 略 2 教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度認定こども園を利用する満3歳以上の子どもをいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度認定こども園を利</p>

（下線部分は改正部分）

用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。)に共通の4時間程
度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各
学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)を置か
なければならぬ。この場合において、一の学級の子どもの数は、
市長がやむを得ないと認める場合を除き、30人以下とする。

3・4 略

(職員の資格等)

第5条 略

2～5 略

6 第1項、第2項及び第4項により置かなければならない保育士に
ついては、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療
法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学
校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院に
おいて、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課
程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有
するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をい
う。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつ
て、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有す
るものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を
有する者をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。ただ
し、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、
教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等
が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができ

用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。)に共通の4時間程
度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各
学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)を置か
なければならぬ。この場合において、一の学級の子どもの数は、
市長がやむを得ないと認める場合を除き、35人以下とする。

3・4 略

(職員の資格等)

第5条 略

2～5 略

[新設]

る体制を確保しなければならぬ。

7 第1項の規定により置かなければならぬ保育士について、前項の規定により特定理学療法士等をもって代える場合においては、特定理学療法士等の総数は、第4条第1項の規定により置かなければならぬとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(教育及び保育の内容)

第9条 略

(1) 法第5条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づくこと。

(2)・(3) 略

(管理及び運営等)

第12条 略

2～16 略

17 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象

[新設]

(教育及び保育の内容)

第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

(1) 法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づくこと。

(2)・(3) 略

(管理及び運営等)

第12条 略

2～16 略

[新設]

性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合
に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと
接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある
環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認
（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必
要な措置を講じなければならない。

附 則

4 第5条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合は除く。）の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。）をもって代えることができる。

8 略

9 第5条第6項及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び
看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を
行うに当たって当該認定こども園の保育士（第5条第6項のただし

附 則

4 第5条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合は除く。）の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。）をもって代えることができる。

8 略

[新設]

<p>書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p>	
--	--

(高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
 第2条 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(令和6年高松市条例第28号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の第4条第1項第3号の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第4条第1項第3号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、こ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>2 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>

の条例による改正後の第4条第1項第4号の規定は、適用しない。
この場合において、この条例による改正前の第4条第1項第4号の
規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有す
る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第9条及び第12条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一の学級の子どもの数は、第1条の規定による改正後の高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、認定こども園の職員の配置基準等を見直すため、関係条文を整備するものです。

議案第69号

高松市食品衛生法施行条例の一部改正について

高松市食品衛生法施行条例（平成12年高松市条例第14号）の一部を次のように改正します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

高松市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

高松市食品衛生法施行条例（平成12年高松市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前						
<p>（営業許可の申請手数料） 第4条 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1324 1108 1372 2054"> <tr> <td>営業の種別</td> <td>事務の区分</td> <td>手数料の額</td> </tr> </table>	営業の種別	事務の区分	手数料の額	<p>（営業許可の申請手数料） 第4条 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、1件につき、別表に定める手数料を納めなければならない。 2 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1324 163 1372 1108"> <tr> <td>営業の種別</td> <td>事務の区分</td> <td>手数料の額</td> </tr> </table>	営業の種別	事務の区分	手数料の額
営業の種別	事務の区分	手数料の額					
営業の種別	事務の区分	手数料の額					

1～3 略		
4 魚介類販売業	(1)～(3) 略	
	(4) 自動車による 移動営業の継続許 可の申請に対する 審査	7,000円
5～32 略		
備考 略		

1～3 略		
4 魚介類販売業	(1)～(3) 略	
	(4) 自動車による 移動営業の継続許 可の申請に対する 審査	6,000円
5～32 略		
備考 略		

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(提案理由)

香川県の許可申請手数料の額との均衡を図るため、関係条文を整備するものです。

議案第70号

高松市屋島山上観光駐車場条例の一部改正について

高松市屋島山上観光駐車場条例（平成29年高松市条例第28号）の一部を次のように改正します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

高松市屋島山上観光駐車場条例の一部を改正する条例

高松市屋島山上観光駐車場条例（平成29年高松市条例第28号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前
附 則		附 則
4 略	<p>(<u>実証実験の実施時において定める利用料金の上限額の特例</u>)</p> <p>5. <u>規則で定める期間において実証実験（屋島の山上を訪れる観光客等の増加により発生が見込まれる渋滞の対策として将来的に実施すべき対応策を策定するために必要なデータの収集を行う実験をい</u></p>	4 略 [新設]

う。)を実施する場合に、第16条の規定により指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金の額に係る別表の規定の適用については、同表「積載物を含め、長さ5.5メートル、幅2メートル以下の自動車」の項中「300円」とあるのは、「8,000円」とし、同表備考5の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

屋島の山上を訪れる観光客等の増加により発生が見込まれる渋滞の対策として将来的に実施すべき対応策の策定に必要なデータを収集する実験を実施するため、関係条文を整備するものです。

議案第71号

高松市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

高松市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高松市条例第51号）等の一部を次のように改正します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

高松市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（高松市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 高松市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高松市条例第51号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

(高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 高松市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年高松市条例第8号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年高松市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

(高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年高松市条例第48号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、関係条文を整備するものです。

議案第 7 2 号

財産の取得について

次のとおり財産（物品）を取得します。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

高松市長 大 西 秀 人

1 取得する財産の名称・規格・数量

名 称	災害対応特殊消防ポンプ自動車（常備）
規 格	C D - I 型（4 W D マニュアルトランスミッション車及びギ装（各種資機材等積載））
数 量	1 台

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金 7 3 , 7 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 高松市屋島西町 1 9 3 1 番地 5
株式会社福島商会
代表取締役 福 島 桂 子

（提案理由）

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法 (抜粋)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 7 号 省略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第 9 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い (土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第73号

財産の取得について

次のとおり財産（物品）を取得します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西 秀人

1 取得する財産の名称・規格・数量

名 称	消防ポンプ自動車（非常備）
規 格	(1) CD-I型（2WDオートマチックトランスミッション車及びぎ装（各種資機材等積載）） (2) CD-I型（4WDマニュアルトランスミッション車及びぎ装（各種資機材等積載））
数 量	規格(1) 1台 規格(2) 1台

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 金58,960,000円

4 契約の相手方 株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

上記代理人

高松市伏石町1340番地3

株式会社岩本商会高松支店

支店長 金子 寿一

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第8号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 7 4 号

財産の取得について

次のとおり財産（物品）を取得します。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

高松市長 大 西 秀 人

1 取得する財産の名称・規格・数量

名 称	高度救命処置用資機材（高規格救急自動車用）
規 格	気道確保用資機材、人工呼吸器、自動体外式除細動器等
数 量	3 組

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 金 5 7, 7 5 0, 0 0 0 円

4 契約の相手方 高松市中野町 1 2 番 6 号

尾路医科器械株式会社

代表取締役 尾 路 紘 一

（提案理由）

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第75号

財産の取得について

次のとおり財産（物品）を取得します。

令和8年6月12日提出

高松市長 大西秀人

1 取得する財産の名称・規格・数量

名 称	高規格救急自動車（シャシ）
規 格	4WDオートマチック車（ABS装着車）
数 量	3台

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金56,875,500円
- 4 契約の相手方 高松市番町二丁目5番14号
香川トヨタ自動車株式会社
代表取締役 灘波 順一

（提案理由）

地方自治法第96条第1項第8号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 76 号

工事請負変更契約の締結について

工事請負変更契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 6 月 12 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 契約の目的 | 重要文化財披雲閣本館（大書院）耐震補強等工事 |
| 2 | 当初契約時の
契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 現契約金額 金 1 4 6 , 4 9 9 , 1 0 0 円
変更後の額 金 1 7 8 , 6 1 5 , 8 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 高松市室町 1 9 1 9 番地の 1
株式会社香西工務店
代表取締役 香 西 康 伸 |

（提案理由）

令和 5 年 9 月 11 日公告の当該工事の請負契約については、その予定価格が 1 億 5 千万円未満のため、議会の議決に付す必要のない契約であったが、請負代金額を変更する必要性が生じ、変更後の当該額が 1 億 5 千万円以上となるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法 (抜粋)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

するほか、訴訟の進行に応じ適切な方法による。

(2) 判決の結果、必要がある場合には上訴する。

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照)

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号～第11号 省略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

第13号～第15号 省略

第2項 省略

議案第 78 号

事業契約の締結について

事業契約を次のとおり締結します。

令和 8 年 6 月 12 日提出

高松市長 大 西 秀 人

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名 | 香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業 |
| 2 | 事業の目的 | 香南地域の道の駅及びその周辺施設等の改修並びに当該改修した施設等の維持管理及び運営 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約金額 | 金 510,884,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 代表者 高松市朝日新町 17 番 15 号
株式会社創裕
代表取締役 川 北 祐一郎
構成員 高松市中間町 869 番地 1
株式会社木村建設
代表取締役 木 村 直 樹 |

(提案理由)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業として、公共施設等の整備等に関する事業を実施するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法 (抜粋)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 79 号

議決の変更について

令和 7 年 9 月 26 日に議会の議決を経た高松市道路等照明灯 L E D 化 E S C O 事業業務委託契約の締結についての一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 6 月 12 日提出

高松市長 大 西 秀 人

契約金額中「金 1, 0 0 5, 0 7 0, 0 0 0 円」を「金 1, 0 5 1, 2 5 4, 2 7 0 円」に改める。

(提案理由)

高松市道路等照明灯 L E D 化 E S C O 事業において実施した、対象となる照明灯についての詳細な現地調査の結果、電力柱に共架している照明灯の一部について、現行の設置基準に基づく電線等との離隔距離を確保するため、適切な位置に移設する必要があること、一部の地下道内にある照明灯を L E D 化するためには照明器具一式を L E D に適合したものに変更する必要があること等が判明したことから、業務委託の内容を変更することとなり、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により業務委託契約の一部変更議決を求めるものです。

(参照 1)

地方自治法 (抜粋)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号～第 4 号 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号～第 15 号 省略

第 2 項 省略

(参照 2)

高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。